

事 務 連 絡

平成31年 1月21日

地方入国管理局首席審査官（難民調査担当） 殿

地方入国管理支局首席審査官（難民調査担当） 殿

法務省入国管理局総務課

難民認定室補佐官 権田 佳子

難民に該当することを理由に難民不認定処分取消判決が確定している外国人に係る難民該当性の評価について（通知）

先般、[REDACTED] 裁判所において、[REDACTED]に係る難民不認定処分取消等請求控訴事件[REDACTED]について、国側敗訴の判決（以下「本件判決」という。）があり、同判決が確定しました。

本件判決においては、難民に該当することを理由に難民不認定処分の取消判決が確定している外国人に対し、改めて行う難民認定手続における同人の難民該当性の評価について、これまでの解釈とは異なる内容が判示されています。

すなわち、これまでの解釈においては、難民に該当することを理由に難民不認定処分の取消判決が確定している外国人も含め、外国人が我が国において難民の地位に関する条約（以下「難民条約」という。）上の「難民」とされるためには、法務大臣による所定の手続に基づく難民認定を経る必要があると解されていたところ、本件判決においては、我が国の法制度において、難民に該当することを理由に難民不認定処分の取消判決が確定している外国人は、法務大臣による難民認定を要件とすることなく、当該処分時において難民条約の適用を受ける難民であることが公権的に確認されていることとなり、法務大臣もこれに拘束されるのであるから、当該処分後の事情の変更を理由として法務大臣が再度の難民不認定処分をしようとする場合には、難民条約第1条C（終止条項）の規定により難民条約の適用が終止するかどうかを判断する必要があると判示されています（下記1参照）。

ついては、本通知到着次第、下記2のとおり実施されたく通知します。

おって、管下出張所長には、貴職から通知願います。

記

1 本件判決の概要について

(1) 事案の概要

本件は、

に難民認定申請を行ったが、で難民不認定処分（以下「本件前不認定処分」という。）を受けたため、その取消し等を求める訴え（以下「前訴」という。）を提起したところ、裁判所において、本件前不認定処分を取り消す旨の判決がなされ、前訴の判決が確定した。

前訴の判決の確定後ので、本件前不認定処分以降になどを理由に、再度、申請者に対し、難民不認定処分（以下「本件再不認定処分」という。）をしたところ、これを不服として本件再不認定処分の取消しや難民認定の義務付け（以下「本件義務付け」という。）等を求めた事案である。

(2) 本件再不認定処分の適法性に係る本件判決の要旨

ア 本件再不認定処分に係る終止条項の適用の要否に関する判断

国側が、我が国の法制度においては、難民条約における終止条項は「難民として認定された者」に対して適用される規定であり、我が国において難民条約上の難民として認定されるためには、法務大臣による所定の手続に基づく難民認定を経る必要があると解すべきであって、取消判決の拘束力によって法務大臣による所定の手続に基づく難民認定と同じ効果があったとは認められないから、本件は、難民条約における終止条項該当性が問題となる事案ではない旨主張したのに対し、本件判決は、「我が国の法制度において、難民に該当することを理由に、難民不認定処分の取消判決が確定している外国人は、法務大臣による難民認定を要件とすることなく、上記処分時において難民条約の適用を受ける難民であることが公権的に確認されていることとなり、法務大臣もこれに拘束されるのであるから、その後の事情の変更を理由として法務大臣が難民の認定をしない旨の処分をしようとする場合には、終止条項の規定により難民条約の適用が終止するか否かを判断する必要がある」旨判示した。

イ 本件再不認定処分時の被控訴人の難民該当性（終止条項非該当性）に関する

続的な性格のものであるかを、特に

控訴人について、根本的、安定的かつ永続的に、迫害を受けるおそれが消滅したことが客観的にかつ立証可能な方法で確かめられたとはいえず、その他本件全証拠を勘案しても、被控訴人について終止条項該当性を認めることができない」として、被控訴人は現時点（口頭弁論終結日）においても難民条約上の難民に該当する旨判示した。

(4) 一般的な難民認定手続における終止条項の適用が不要であることを明示した判示部分

上記(2)アの本件再不認定処分に係る終止条項の適用に関し、「原判決の論理に従えば、難民認定手続においても、難民認定申請者が過去のいずれかの時点で難民と認められるか否かを確認し、仮に過去において難民該当性が認められれば、終止条項の適用があるか否かの判断をすることを余儀なくされ、終止条項を難民認定そのものに適用するに等しい」旨の国側の主張に対し、本件判決は、「本件では、先行する難民不認定処分の取消判決において、難民に該当するとの司法による公権的判断が示され、法務大臣がこれに拘束されることから、再度の難民認定手続においては、終止条項の要件が適用される旨判示しているのであって、このような前提を欠く一般的な難民認定手続において、終止条項該当性は通常問題とならない」旨判示した。

2 難民に該当することを理由に難民不認定処分の取消判決が確定している外国人に係る難民該当性の評価について

本件判決の内容を踏まえ、難民に該当することを理由に難民不認定処分の取消判決が確定している外国人に対し、当該判決確定後に改めて難民認定手続を行う場合には、当該判決の確定をもって、当該処分時における当該外国人の難民該当性（難民条約第1条A(2)に該当する難民）については既に公権的に確認されていることを前提として、当該処分後の事情の変更によって、難民条約第1条C

(終止条項)に該当するか否かを検討し、終止条項に該当しない場合には、速やかに難民として認定するよう取り扱われたい(再度の処分時において改めて難民条約第1条A(2)に該当する難民であるか否かの確認は不要)。

他方、難民に該当することを理由に難民不認定処分の取消判決が確定しているという前提を欠く、いわゆる一般的な難民認定手続においては、これまでと同様に、難民条約第1条A(2)に該当する難民であるか否かの確認に基づいて難民該当性を判断することで差し支えない(難民条約第1条C(終止条項)に該当するか否かの検討は不要)。